社說

電燈會社の反省を望む

東京電燈會社は今回點燈料を直上げして來る九月一日より實施するよし今その改正直段を示せば左の如し

十燭	半夜	一圓二十錢	一アムペアに付
	終夜	二圓四十錢	
十六燭	半夜	一圓八十錢	一アムペアに付
	終夜	三圓	

高きか安きか我輩の知らざる所なれども他に比較すれば廉なりと云へ可らず試に各地の電燈料を聞くに

十燭	京都	半夜	七十錢	終夜 九十錢
	大阪		九十錢	一圓二十錢
	神戸		一圓	一圓四十錢
	名古屋		一圓二十錢	一圓六十錢
	廣島		一圓三十錢	一圓八十錢
十六燭	京都	半夜	八十五錢	終夜 一圓七十錢
	大阪		一圓十五錢	一圓九十五錢
	神戸		一圓四十錢	一圓六十五錢
	名古屋		一圓六十錢	一圓九十五錢
	廣島		一圓八十錢	二圓五十錢

アムペアに付メートル料

即ち東京は十燭の終夜燈に於て最高の神戸に比するも六十錢高く大阪に較ぶれば八十錢方不廉なり尤も各地の電燈會社にては電球を取替ふる際別に代金を請求し東京電燈は無代のよしなれども電球の代價は凡そ一圓にして六ヶ月間ぐらゐは使用し得べしとのことなれば其差は月に十六七錢に過ぎざるのみか實際東京電燈は容易に之を取替ふるものとなし假に電球料として二十錢を差引くも各地方十燭力の平均直段は一圓二十錢なれば東京は正に六十錢方高價にして平均十燭力二萬燈の上にては日に一萬二千圓、一年には十四萬四千圓を餘計に利する勘定なり何故に然るか電燈に第一の必要品たる石炭の價は神戸大阪等よりも高きに相違なしと雖も其直違ひは些少にして年に幾萬に達せざるは勿論、著しき東京の石炭は大阪よりも高きが故に電燈料も自から高くせざるを得ずと云はゞ例へば東京にて製する紡績絲は大阪絲よりも餘程高からざるを得ざる譯なり然るに實際然らずして各地と平準を保つに獨り電燈料のみ著しき差異あるは會社に於て餘分の利を收むるか然らずんば營業に拙なるものと認めざるを得ず一歩を讓て料金の高きは尚は忍ぶ可しとするも點燈の不十分に至ては切に改良を求めざる可らず前にも記す如く電球の効用減ずれば會社は無代にて取替ふる筈なれども實際半年も一年も其まゝにして適々之を請求するも容易に應ずるゝとなる是れ電燈の時き第一の原因にして他に尚は不都合ありと云ふ其次第を聞くに東京電燈の機關は二萬燈を限りとするものにして會社の帳面に於ては固より制限以上の點燈なしと雖も實際は二萬五千も點ずゝ可しと云ふ果して然らば恰も是れ二十人前の食物を二十五人に分配すると同樣にして空腹は免る可らず罹に光力の薄きのみならず機關の裝置不完全なるが爲めか明滅常ならず時としては市中の一部に四時間も五時間も暗黑世界を演して俄にランプ燈燭を用意するなど大混雜を生ずるゝとあり宴會の最中に滿堂の燈火一時に滅して主客共に呆然たるが如きは毎度の沙汰にして實て或る病院にては手術の最中燈火滅して非常の危險に陥りたるゝとありと云ふ左れば電燈會社に對する苦情は一方ならざれども當事者の實て頓着せざるゝと寄怪なれ此點或人が會社員に向て料金は何程にても差出す代りに燈火の滅せざるを保證す可しと云ひしに如何なる理由なりか計る可らず迚も保證は出來ずと遁辭したるよし代金は思ふまゝに受取て消滅は我れも責に任ぜずとは隨分虫の良き話にして斯の如き我儘勝手は他の商賣に於て見る可らず若しも泥物を賣て高き代價を取るものあらば人は決して之を許さず電話の如きも不時の出來事にて不通と爲れば當に減價するのが例なれば萬一電燈に故障を生じて需用者に不便を感ぜしむる場合には會社は責に任じて相當の罰金を出して至當なる可し且つ聞く所に據れば會社にては今度其電燈線改良費は會社の營業資本を直接に顧客より徴收する者あるを聞かず資本不足ならば社債を起すなり增株を募るなり兎も角も會社に於て負擔せざる可らず例へば印刷會社に於て其機械を改良するに巨額の資本を要すればとて直接に之を其顧客に分擔せしめんとせば如何、世人は唯一笑に附し去らんのみ增資の結果として製品の代價を高むるとならば或は聞えたる話なれども直稅を顧客に課するは世間不通の方法と云はざるを得ず世間並外れの代價を徴收する上に斯る變聞の方法に出でゝんば營業困難となり可しなる文明の利器を專有して我儘勝手を恣にするは公共の爲めに我輩の默視する能はざる所なり

○後藤伯の葬儀

故正二位勳一等伯爵後藤象次郎氏の葬儀は豫記の如く一昨八日午後二時芝區高輪南町なる自邸出棺佛式を以て青山共同墓地へ埋葬したり今其模樣を記さんに同邸の注意　同邸に於ては前日來親戚知友を始め其他の人々夜を徹して葬儀萬般の準備を爲し玄關前廣場の芝生に天幕を幾箇所となく張廻らして會葬者の休憩所に充て家從等數名は玄關脇に設けたる受附所に於て會葬者の名刺を取次損はざるやう一々帳簿に記入し又諸掛分據の請求は彼是と奔走して來會者に不便なきやう注意を盡せり

出棺前の法要　伯の遺骸を納めたる棺は八日の早朝更に表玄關脇なる一室に安置し四邊へ純帳を巡らして假の式場となし畏くも宮廷より御下賜の物品を始め勳鈴、勳章及び種々の供物を靈前に陳列し午前八時を報するや導師增上寺住職山下現有、副導師深川靈巖寺住職神谷大周を始め芝西久保天德寺朝日琇宏、芝公園大眼院大谷文祐、同天光院眞野觀堂、同安養院千葉貫風、同阿川念達の七法師增上寺執事二名、同伴僧二名、同綴司二名并に聲明衆一名、樂人十名參殿して設けの座に着き次で喪主伊藤猛太郎氏以下親戚縁席清涼なる奏樂の裡に導師以下各僧侶は異口同音に讀經し次で喪主以下の燒香あり

勅使參向　同十時日野西侍從は天皇陛下の勅使として田中式部官は皇后陛下の御使として衣冠正しく同邸に參向せらるゝや嗣子猛太郎氏以下親戚の人々は玄關前に整列して奉迎し上座に御先導す此時日野西勅使は恭しく左の勅語を授與せられたり

勅語

王政復古ノ大義ヲ翰旨ニテ以テ羣疑ヲ排シ皇國四天ノ偉業ヲ曉賛ニテ以テ國是ヲ鞏クス鑑略機宜ニ應シ勳名時流ニ超ユ今ヤ論亡ヲ聞ク揚ノ以テ弔慰セム

勅諭　勅諭に次で左の金品を下賜　天皇陛下より　皇后陛下より

祭資金五千圓			
祭資金一千圓			
一白絹	五匹	一燕巢子	二臺
一千菓子物	二臺	一餅菓子	二臺
	二臺		二基
一菓		一華	

右御下賜の御沙汰を勅使御使より達せらるゝや嗣子以下親戚の諸氏は聖恩の辱なきに感涙頻も得擧げざるを奉迎の時と同じかりし

御齋　同十一時三十分導師以下靈柩前に參列して御齋の法要を執行したり

出棺の法要　同午後一時正副導師以下各僧侶は出棺に際しての法要を執行し喪主以下親戚の人々は再び役僧の指圖を待て燒香を行ひ終りて第一次の鑿拆にて用意の二次の鑿拆にて整列第三次の鑿拆にて進發す

出棺　同午後二時嗣嗣たる奏樂の裡に柩は出でゝ行列の順序は兼て前號の紙上に記載せし如くなるも御賜の生華二基は勳劍勳章の先に列する事になりしが六尺の白木羽風作の柩は一切金具を用ゐず殊に行列の質素に加へて儀仗兵は同家より固く辭絶せしを以て一見伯の葬儀として聊か寂莫の觀ありしも却て喪床しく靜肅なりしと又喪主猛太郎氏は喪服に鳥帽を穿ち清然として隨從し香爐、位牌、杖、傘、草履等を携帶せし從者並に柩の左右に列せし從者十名は孰れも同家の定紋附たる五所紋の羽織に袴を着し福草履を穿ちて編笠を戴き從ひたるは土佐の國風と見受けらる親戚なる岩崎彌之助、大江卓、若山鉉吉、長與稱吉、等の諸氏は通常禮服にて孰れも徒歩（途中は雨後の泥濘深きため用意の馬車に乘ず）し幼年者は馬車にて葬送せり

土佐の國風として末亡人始末亡人其他夫人の見送り　土佐の國風として末亡人始め家族親戚の婦女子は一切墓所まで見送りせざるの例なるを以て末亡人雪子、令孃磯子、同醇子岩崎夫人、大江夫人、長與夫人等は孰れも麻縞の白無垢に白綾に稽妻の模樣ある帶を締め束髮にて又幼稚の方々は下髮にて表玄關を下り前馬車廻りの所に列して見送りたるが孰れも手巾を以て絶えず涙を拭ひ居たるは餘所の見る目も傷はしかりし

葬儀者　は松方總理大臣、板垣伯各省の高等官政黨員紳士紳商を始め諸出入人日本橋の顔役相政并に坤兒の車に乘ず）し幼年者は馬車にて葬送せり

優尾上榮三郎等にて其他多くは青山墓地に先着したり

途上の光景　斯くて行列は高輪通田町を經て三田に折れ赤羽橋より新門前町に曲り永坂の中途より鳥居坂に廻り六本木より赤坂御所町を過ぎて青山御所に出で北町南町を經て青山共同墓地なる式場に着せしは午後四時十五分なりし郎内を始め右の道筋へは警部巡査左右に見張りて非常を警めたるが葬儀の模樣を見んとて道筋は非常の群衆にて其混雜名狀すべからず

青山墓地　墓所は青山共同墓地の東隅明地に隣せる所にあり墓穴は幅二間長三間粁深さは一丈餘にて底に柩を納るゝに足るべき長方形の穴あり內部は煉瓦及び石灰を以て固め花崗石二重蓋を蓋ふべき結構なり墓所に隣れる明地には千餘人を容るべき假屋を設け之を式場となし正面小高き場所は柩を安置する所にて其左右に有栖川小松閑院三宮殿下の御書贈にかゝる花、榊を供へ左側は皇族御名代として一般會葬者の席と式場の外諸所に天幕を列に加はらざる會葬者時刻に先だちて之に集柩式場に着す　る前に到るを待つ斯くて午奏樂の聲と共に行列は壇上に安置し之と共に勳章勳鈴より供物香燭法要　斯くて同三十七僧入場して更に法要を勅使參向　同五時天皇再び參向靈前に進み喪主を始め親戚のもの迎せり

燒香吊詞　其れより各をなし終りて土佐同志に進みて吊詞を朗讀せ板垣伯の演說　右終て悲哀の語調を以て吊辭項に記せる演說をなし一語一涙の狀あり會說終るや一般會葬者は夫れ〳〵退散したり

埋棺　夫れ〳〵更に埋八時を過ぎたる頃なり

會葬者　の重立ちたる田樞密院議長、榎本前士にして總數千數百名末亡人へ下賜　皇后陛下御使を以て菓子折を下賜として御菓子折を下賜ありたりと承はる

○板垣伯が青山墓地の演說

板垣伯が青山墓地の吊詞及び演說

正二位勳一等伯爵後藤象次郎氏の靈柩に向て述べたる吊詞

伯爵を哀悼せらるゝ會する竹馬の友なり明治を以て永き眠に就かれ親族の厚き看護、名醫優渥哀悼の情に堪へざ然れども當代の偉人と馨と共に永く存して朽

正二位勳一等伯爵後藤して茲に伯爵の功績を惜の情を表し併せて茲埋葬の禮を厚うせむ抑も伯爵が朝野に於ける成し居るのであります堪へぬゝとであります

すで、私は只親友及ばざる事かと感じます思ふのでございます君と私とは天保八年九月する、居宅は相距るゝこと助と申したであります幼名は々と申して又私が君を共に竹馬を馳せ交つた交際を續けて參つた私がマダ中々亂暴惡戲吉田東洋先生に學せら